

まちネットニュース

社会教育の推進

まちづくりの推進

環境保全の推進

67号

URL . <http://www.machi-net.org/> に同時掲載しています。

発行責任者 NPO法人・まちづくりネットワーク

小池 貞三郎

〒306-0041 古河市鴻巣758番地 Tel・Fax 0280 47 0033

当法人は、三桜工業株式会社の支援により設立されましたNPO認証法人です。

環境保全の推進活動



循環型社会をめざす法体系 その背景に「物質フロー」の現状



毎年、日本に入ってくるモノの量・・・7億7千万トン 出て行く量・・・1.3億トン

日本には年間、製品として7千万トン、資源として7億トンのモノが入り、その内、海外へ移動するモノは1.3億トン、エネルギー消費分4.2億トンも差し引いて約2.3億トンが国内に残る計算になるという「日本の物質フロー」が季刊誌「環境会議」に掲載されています。

「物質フロー」の中で、ゴミの重量構成比は、事業系約35%、生活系約65%・・・

日本国内で出されているゴミはその重量比で、事業系廃棄物が約35%、生活系廃棄物が約65%。さらに生活系廃棄物の内訳は重量構成比で、生ごみ、紙ごみ、プラスチック類の順となっています。

一方、物質フローの「出口」である「最終処分量」はモノの再使用(Reuse)、再生利用(Recycle)などの循環(循環利用率)が年々進みつつあり、減少傾向にあります。

この「循環利用率」は、社会に投入される資源のうち、循環資源の投入率を表すもので、1980年8%、2000年10%と微増傾向を示し、政府は2010年までに14%まであげることを目指しています。

この「物質フロー」の現状の上に立つ「法体系」・・・

この物質フローを的確に把握するためには、フローの「入口」、「出口」、そして「循環」の局面が管理されていることが肝要になります。

その対策として取り上げられるのが、よくいわれている減量(reduce)・再使用(reuse)・再生利用(recycle)の3Rが適切に行われる循環型社会を築くことにあることは周知の通りです。

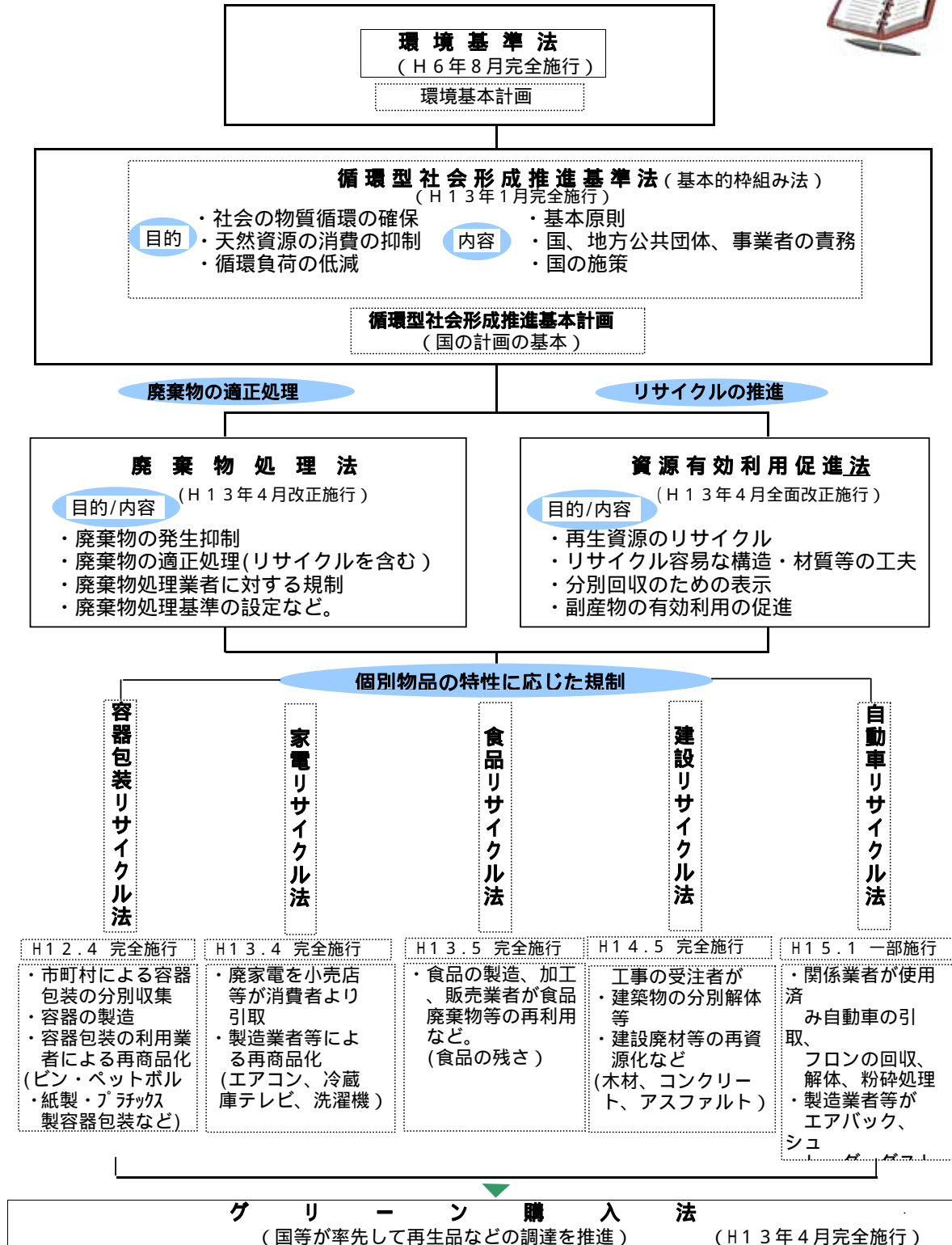
循環型社会の基本法である循環型社会形成推進基本法のもとで、

「循環型社会形成推進基本計画」は前記の3Rが適切に行われるように指標、目標が明記されています。

(2面に続きます)

(1面からの続きです)

「物質フロー」を背景として生まれた法体系の概要
概ね時系列的に下記のような法律が生まれて、一つの体系となっています。



ネット通信速度100倍計画

東京一極集中改め、地方間直接方式へ
 総務省は2010年を目標にインターネットの通信速度を現状の100倍にする計画を来年度より実施予定。内容は光通信用のルーター(ネット上を流れるデータの行き先を制御する経路制御装置)の開発に取り組み、同時に東京経由を改め、地方間で情報交換できる態勢づくりを行うため、地方にデータ交換地点を設けるよう接続業者の指導も行うという。

2050年の世界人口は増へ、日本は減に
日本で進む都市の縮小・・・「逆都市化」
 人口問題調査に定評のある米国の団体PRBによる2050年の世界人口予測が93億人と報道され、国別では1位インド(約16.3億人)2位中国(14.4億人)3位米国(4.2億人)先進国唯一の増加10位日本(1億人)現在より2700万人減少この報道とは別に日本は人口減を背景にした都市の縮小「逆都市化」が地方だけでなく、東京でも進んでいることが指摘されています。

今動き

**量子力学を利用したミクロの技術、
美術の世界でも活躍**

マスコミ報道では、日本のミクロ技術が宇宙開発や情報通信、微細加工などに大きな進展をもたらしていると伝えていています。最近では古代の国宝美術品の分析調査にも大きな力を発揮していると報道しています。量子力学を利用した「蛍光X線分析装置」を使い、作品には指一本触れずに古代美術品の画法などを分析、作品の保存に効果を上げているという。量子力学による「審美眼」は素晴らしい。

民法、ようやく「現代語訳」へ動き

日本の一般市民法でもある民法は1896年に制定以来、ご存知のようにカタカナ交じりの文語体が使用されています。刑法や民事訴訟法など他の法律は先に口語化されているか、または商法のように内容改正を含めて改正作業中。そこでようやく民法も口語体へという動き。現行では、僕婢(家事使用人)、旅店(旅館)、木戸銭(入場料)など今時の人にはなじみの薄い用語は()内の用語に置き換え。改正案は秋の国会へ提出予定。

下記の環境講演会、申込みはお早めに!

講演内容 実物を使って、燃料電池の仕組み、用途、国内外の開発状況、環境的效果、今後の課題など、わかりやすく説明します。

日時 9月28日(火) 13:00 ~ 15:00
ところ 古河市福祉の森会館 視聴覚室
講師 三洋電機株式会社 営業開発本部
 燃料電池担当部長 大久保 彰 さん
参加費 無料



申込方法 下記のいずれかに電話またはファックスで、ご住所・お名前・電話番号をご連絡下さい。先着100名様で締め切りさせていただきます。

古河市役所地球環境課 [Tel 0280(22)5111 Fax 0280(22)5105]
 総和町環境課 [Tel 0280(92)3111 Fax 0280(92)7745]
 まちづくりネットワーク [Tel・Fax 0280(47)0033]

主催 (特定非営利活動法人) まちづくりネットワーク
後援 関東経済産業局・古河市・総和町

市民紙上セミナー

まちづくりの推進活動



暮らしとタックスプラン(税)

講師・CFP・高橋 昭夫 先生
 日本ファイナンシャルプランナー協会正会員
 栃木県金融広報委員会金融アドバイザー

前回までは主に「金融制度と金融商品」について解説してきました。
 今回からはタックスプランニング(税制)について勉強をしていきます。

<税金の種類>

税金をかける課税主体の違いにより国税と地方税に区分されます。

1) 国 税

国	税	所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税、印紙税、
関	税	関税

2) 地方税

道 府 県 税	普 通 税	道府県(都)民税、事業税、不動産取得税、 外形標準課税。
	目 的 税	自動車取得税、軽油取引税。
市 町 村 民 税	普 通 税	市町村民税、固定資産税、軽自動車税
	目 的 税	都市計画税、国民健康保険税等。

3) 直接税と間接税

税金を納める者と税金を負担する者が同一かどうかにより直接税、間接税に分けられます。

直 接 税	所得税、法人税、相続税、贈与税、道府県民税、 市町村民税、固定資産税等。
間 接 税	消費税、酒税、石油税、たばこ税、地方消費税。

* 直接税と間接税の租税収入に占める比率を直間比率(現在約60%対40%)
 といいます。

* 本格的な少子高齢化を迎えて直間比率の見直しは、今後の税制改正の主要の
 テーマでもあります。